原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

	附則第二十四条—第二十七条第二十一条	日次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次	改正案
(新設)	附則第二十四条—第二十六条第二十二条	日次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 原子力損害賠償責任(第三条―第五条) 第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条―第九条の二) 第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条―第九条の二) 第四節 供託(第十二条―第十五条) 第四章 国の措置(第十六条・第十七条) 第四章 国の措置(第十六条・第十七条)	現

2 定め、 切な実施に関 解決を図るための方策その賠償に係る事務の実施方法 損 なければならない 害賠償実施 し必要な事 泥方針に 実施方法 は 項として文部 他 損害賠償措置 0 原子力損害の 原子力損害の 科学省令で定める事 . (T) 賠償に 、概要、 賠 償の 関する紛争の 原子力損害の 足める事項をの迅速かつ適

| ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 | 3 | 原子力事業者は、損害賠償実施方針を作成し、又は変更した |

及び公表に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。前三項に定めるもののほか、損害賠償実施方針の作成、変更

4

第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金

第十七条の三 を行うことを申し込むことができる。特定原子力損害賠償仮払金の支払のため 準ずるもの 等により生じた原子力損害のうち、 支払を行おうとするときは、 定前に支払われるものをいう。 長又は都道府県知事が に支払われる金銭 て同じ。 範囲内において政令で定める金額を限度として、 立退き又は事業活動 法第十七条第 (平成十 特定原子力損害賠償仮払金 、特定原子力損害賠償仮払金の支払のため 一項の 又は都道府県知事に 市 町村長 規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長 として政令で定めるものをいう。以1人は事業活動の制限によつて生じた損! を受けた被害者に対して、 年法律第百五十六号) 原子力事業者は (特別区 であ 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。 つつて、 ?行つ . (T) 対して行つた指示に基 区長を含む。 た勧告又は指示に基 政府に対し、 当該特定原子力損害の賠償額の (特定原子力損害を塡補するため 特定原子力損害 以下この節におい 第十五条第三 原子力災害対策特別措置法 以 政令で定める基準に従 下この に必要な資金の貸付け 賠償措 \mathcal{O} 資金の 以 一項又は第二十条 下この節におい 害その他これに づく避難のため づき当該市 項において同じ (原子炉の運転 置 て同じ。 政府が当該 「額を超えな 貸付け 町村 確 V

- 一特定原子力損害賠償仮払金の支払の内容
- 三 貸付けに係る貸付金(以下この節において単に「貸付金」け」という。)を必要とする理由及び貸付希望金額二 政府が行う前項の貸付け(以下この節において単に「貸付
- ものとする。

 さのとする。

 さのとする。

 さのとする。

 さのとする。

 さいう。)の償還に関する事項

 ものとする。

 さいう。)の償還に関する事項

(分別管理)

なければならない。
定めるところにより、貸付金をその他の資産と分別して管理し第十七条の四一貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で

(特定原子力損害賠償仮払金の支払の報告)

ない。
「仮払金の支払状況について文部科学大臣に報告しなければなら」
「定めるところにより、貸付金を充てて行う特定原子力損害賠償第十七条の五」貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で

(保険金請求権等の取得等)

ず、当該特定原子力損害賠償仮払金の額に応じて、当該原子力(第十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわら特定原子力損害の賠償額が確定したときは、第九条第三項本文充てて行つた特定原子力損害賠償仮払金の支払の対象となった第十七条の六。政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を

貸付けを受けた原子力事業者は、前項に規定する賠償額が確の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を取得する。事業者が有する当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約

こ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。定したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより 覚付けを受けた原子力事業者は、前項に規定する賠償額が確

当該保険金請求権に係る保険金の額 第一項の規定により政府が保険金請求権を取得した場合

当該補償金請求権に係る補償金の額 第一項の規定により政府が補償金請求権を取得した場合

(業務の管掌)

管掌する。 この節に規定する政府の業務は、文部科学大臣が

係る事務の委任)(原子力損害賠償・廃炉等支援機構への文部科学大臣の権限に

第十七条の八 る。 構に、 等支援機構」とするほか 及び第三 原子力損害賠償・ ては、 ることができる。 七条の三 この 同条第 |項各号中 第三項の 節に規定する文部科学大臣 文部科学大臣は、 項及び第一 この場合におけるこの節の規定の規定による貸付けの決定を除く。 廃炉等支援機構が」と、 「政府」 とあるのは 一項第二号中 必要な技術的読替えは、 原子力損 0 「原子力損害賠償・廃炉 「政 害賠償 権限に係る事務 第十七条の六第一次府が」とあるのは でる事務 (第十年) 一条 原炉等支援機 適用につい 政令で定め を行わせ は 項

しなければならない。

支援機構に貸付けに係る事務を行わせるときは、その旨を公示支援機構に貸付けに係る事務を行わせるときは、その旨を公示

2

(政令への委任)

第十七条の九 事項)償還方法並びに前条第1 は、 政令で定める。 この節に定めるもののほか、 項 \mathcal{O} 公示その 他貸付 貸付金の け に関し必要なの償還期間及

第五 章 原子力損害賠償紛争審 査会

-八条 文部科学省に、原子力(原子力損害賠償紛争審査会)

第十八条 下この章において「審査会」という。)を置くことができる。、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるためた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的7十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じ

2 • 略

時 効の中断)

第十八条の二 えを提起したときは から りが政令で定める理由により行われた場合に限る。 当該 申立ての 一月以内に当該 和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日 詩に、 審査会が 訴えの 、時効の中断に関しては、当該和具和解の仲介の目的となつた請求に 和解の仲介を打ち切つ 提起があつたものとみなす。一般の中断に関しては、当該和 た場合 (当該打切 において 解 いて訴 0 仲介

第六章 雑 萴

第二十条 始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成四十(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

係行政機関 の協 万

二条の二 文部科学大臣は、 この法律の目的を達成するた

> 第五章 原子力損害賠償紛争審査会

2 第十八条 下この条において「審査会」という。)を置くことができる。、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるためた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的ポ十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じ 3 略

(新設)

第六章 則

第二十条 始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

(新設)

虚偽の公表をした者は、二十万円以下の過料に処する。第二十七条(第十七条の二第三項の規定による公表をせず、又は第七章(罰則)	(国等に対する適用にない。 は同節の規定は、適用しない。 は同節の規定は、適用しない。 第二十三条 国については第三章、第十六条、第四章の二第二節 は同節の規定、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 とび次章の規定、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 と	ができる。 又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めること め必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料
(新設) 第七章 罰則	第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しな (国に対する適用除外)	

2 (略) 第五十九条 (略) (利益及び損失の処理)	二 第三十五条第二項の業務に係る経理 一	2 (略)	する。	二 前号に掲げる業務に附帯する業務 1 前号に掲げる業務のほか、次の業務を行う。 (業務の範囲) (業務の範囲)	改正案
2 (略) 第五十九条 (略) (利益及び損失の処理)	「係る勘定を設けて整理しなければならない。」で定めるところにより、一般の経理と区分し、廃炉等積立金に第五十八条の二 機構は、廃炉等積立金に係る経理を、主務省令(区分経理)	2 (略)	ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなけ務をいう。次項及び第五十五条の八において同じ。)に関し事により、廃炉等積立金管理業務(第三十五条第五号に掲げる業第三十六条の三 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところ(事業計画等)	(新設)(新設)(業務の範囲)	現

3 号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てることがいう。)の第一項の規定による積立金を第三十五条第一項第理に係る勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」 は、 予算をも って定める額に限 ŋ 前 て「一般勘定」と 項第一 で

4

- より国債の事業年度、 る一般勘定にあっては、第四項の規定により国庫に納付しなけるとき」とあるのは、「なお残余があるとき(第三項に規定すければならない。この場合において、第一項中「なお残余があに国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しな ればならない額を控除してなお残余があるとき)」とする。 機構は、 とあるのは、「なお残余があるとき(第三項に規定すなけならない。この場合において、第一項中「なお残余がある性に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しな当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定に当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定に本年度、一般勘定において第一項に規定する残余があるとき 特別資金 援 助に係る資 金 交付を行った場合 は、 毎
- 3 る費用に充てることができる。 積立金を第三十五条第二号から第七号までに掲げる業務に要す機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による
- とする。 とする。 業機年構 は、 特別 資金 援 節に に係る資 金交付を行った場合に
- 5

5

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損規定にかかわらず、なお従前の例による。	
ける他の法律による給付との調整については、前条の規定によ力損害をいう。)の発生の原因となった事実が生じた場合にお	第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。おける他の法律による給付との調整については、新賠償法附則
	予力員害をいう。この発生の原因となって事実が生じて場合で2 施行日前に原子力損害(旧賠償法第二条第二項に規定する原 定にかかわらず、なお従前の例による。 注律(次項によいて「親賠償法」という。)第十八条の二の規
	は、前条の規定による改正後の原子力損立てがされた場合におけるその申立てに係いう。)第十八条第一項に規定する和解の
(新設) (原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法人条 施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正人損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置
。中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加えるが則第四条第一項中「てん補」を「塡補」に改め、同項各号	- 。 中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える - 附則第四条第一項中「てん補」を「塡補」に改め、同項各号
部を次のように改正する。害の賠償に関する法律(昭和三関する法律(昭和三	しを含む。)中「中断」を「完部を次のように改正する。 害の賠償に関する法律(昭和三関する法律の円部改正)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分)	

第百 (削る) 五十六条

> 0 特例に関する法律 0 部改正)

(削る)

第百五十六条 時 \mathcal{O} 効の中断の特例に関する法律 原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る 部を次のように改正する。 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争につ 平 成二十五年法律第三十二号 V

7

題名を次のように改める。

時効の完成猶予の特例に関する法律 力損害賠償紛争審査会による和解仲: 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争につい 介手続の利用に ての 保る 原子

第 に改める。 条及び第一 条 (見出しを含む。 中 中 断 を 「完成

の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中 日 本大震災に係る原子力損害賠償紛争につ 1 いる時効の中断での原子力損

第百五十七条 解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に 力損害賠償紛争につい の特例に関する法律第第一条に規定する和解の仲介をいう。)害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断 の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損 申立てがされた場合に 、ては、 0 規定にかかわらず 前条の規定による改正後の東日本大震災に係る原子 施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正 7 0 おけるその申立てに係る時効の特例に 条に規定する和解の仲介をいう。 なお従前の例による。 原子力損害賠償紛争審 関する法律第 査会による和

律の一部改正) 律の一部改正) (東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子

第百五十八条 生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための百五十八条 東日本大震災における原子力発電所の事故により

略

(原子力損害の 賠償に関する法律の 部を改正する法律の 部

> に関する法律(平成二十五年法律第九十七日措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権 うに改める。 号) \mathcal{O} 消 の滅 時 効等 部を・ 次の のより 0

題名を次のように改 \otimes

特例に関する法律措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するため東日本大震災における原子力発電所の事故により生じ ののた

同 に改め、同条に後段として次のように加える。
「条前段」を「同条第一号」に、「同条後段」を「同な第三条の見出しを「(消滅時効の特例)」に改め、一第一条中「消滅時効等」を「消滅時効」に改める。 [条第二号 同条中

適用しない。 この場合においては、 害に係る早 日 本大震災にお ·期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当における原子力発電所の事故により生じた原子 同法第七百二十四条の二 の規定 は、

に規定する特定原子力損害をいう。)に係る賠償請求権について規定する特定原子力損害をいう。)に係る賠償請求権について、大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確 第百 律の一部改正に伴う経過措置)該原子力損害に係る賠償請求権 ても適用する。 日五十九条 前条の担体の一部改正に伴う終 前条の規定による改正 措置 の消滅時効等の特例に関する法 後 \mathcal{O} 東日 本大震災に お け

第百

五十七条

略

(新設)	第百五十九条 削除
	る改正後の」を削る。 附則第四条中「附則第一条ただし書に規定する改正規定によ
(新設)	法律(平成三十年法律第 号)の一部を次のように改正す

※この法律による改正後の民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)

第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による法律 定する改正規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律 手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定 手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定 賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介	。
現	文 正 案
(傍線部分は改正部分)	